

秋田商工会議所共済制度に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、秋田商工会議所の会員事業所の事業主・役員・従業員（家族従業員を含む）の病気、けが、又は死亡等に関する共済制度を定め、もって会員の福祉の増進をはかることを目的とする。

(制度の種類)

第2条 この規則で「制度」とは、次の各号に掲げる秋田商工会議所がアクサ生命保険株式会社と契約する保険をいう。

- (1) 生命共済
- (2) 大型版共済
- (3) 個人年金
- (4) ガン保険
- (5) 終身保険
- (6) 総合共済
- (7) 逡増定期
- (8) 定期保険群集団
- (9) 低払型定期
- (10) 長期傷害

(加入の資格)

第3条 この制度の加入者は、秋田商工会議所の会員事業所の事業主・役員・従業員（家族従業員を含む。）で、次の条件を備えたものとする。

- (1) 生命共済
年齢14歳6か月以上75歳6か月までの者で、加入時現在において健康で正常に勤務又は就業し、かつ、その加入時直前1年間に病気・けが等で通算2週間以上の治療を受けていない者とする。
- (2) 前条第2号から第10号の制度の加入資格は、契約引受会社の定めるところによる。

(効力発生日及び保険期間)

第4条 効力発生日及び保険期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 生命共済
申込月の翌々月1日より効力が発生し、毎年5月1日より翌年4月30日までの1年間を1保険期間とする。ただし、特に意思表示のない限り自動的に更新する。

(2) 第2条第2号から第10号の制度の効力発生日及び保険期間は、契約引受会社の定めるところによる。

(保険金額)

第5条 保険金額は、別に定める口数の範囲内において、任意に選択できるものとする。

(掛金)

第6条 掛け金は、保険料と運営事務費で構成され、その額は別に定めるところによる。

(掛金の払込及び失効)

第7条 加入事業所、又は加入者は当該掛金を別に定める期日及び方法により払い込まなければならない。ただし、掛金が2か月連続して払い込まれない場合は、払い込まれない月の前月末日にさかのぼって効力がなくなり、その契約は解除される。

(保険金及び給付金受取人)

第8条 保険金及び給付金の受取人は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 保険金及び給付金の受取人は、当該保険の約款（特約条項を含む）の定めるところによる
- (2) 保険金受取人は、加入事業所、加入者、又は受取人指定のいずれかとする。ただし、加入者を受取人とした場合で加入者が死亡したときは、民法に定める順位（法定相続人）とする
- (3) 前号ただし書の法定相続人について、同順位の者が2人以上あるときは、代表者1人を定め、その者が他の受取人の代理人とする
- (4) 諸給付金の受取人は、加入事業所、又は加入者とする

(生命共済見舞金及び祝金並びに満了記念)

第9条 生命共済見舞金及び祝金並びに満了記念は、別に定めるところにより、生命共済の加入事業所、又は加入者に支給する。

(配当金及び返戻金)

第10条 生命共済の配当金及び第2条第2号から第10号に掲げる保険の返戻金については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 生命共済の配当金は、1年間に1保険期間として、収支計算をし、剰余金が生じた場合にこれを加入事業所に対し、その掛金の額に応じて配分する
- (2) 第2条第2号から第10号に掲げる保険の返戻金は、この制度から脱退のとき、加入年齢及び加入期間に応じて計算をし、それぞれの約款に基づき返戻する

(告知義務の違反)

第11条 加入及び増額の際、加入者が故意又は重大な過失により事実を告知しなかったり、また不実の告知をした場合は、その期間が効力発生日（増額日）から生命共済については1年以内、第2条第2号から第10号に掲げる保険については約款により契約を解除し、保険金等を支払わない。

(加入の取消)

第12条 この規則に定める加入資格を欠いて加入したときは、ただちにその加入を取り消しするとともに、加入時にさかのぼって一切の権利を失う。

(脱退)

第13条 加入者が次の各号の一に該当したときは、掛金が払い込まれている月の末日をもってこの制度から脱退したものとする。

- (1) 加入者が死亡（廃疾を含む）又は加入事業所を退職したとき
- (2) 加入事業所が秋田商工会議所の会員事業所ではなくなったとき
- (3) 加入者より申し出のあったとき
- (4) 加入者が別に定める加入制限年齢に達したとき。ただし、生命共済にあつては、加入制限年齢に達した保険期間の満了日とする。

附 則

- 1 この規程は、常議員会の議を経なければ改正することはできない。
- 2 この規程は、昭和57年7月29日から実施する。

附 則

規程から規則への名称の変更は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

第1条から第4条、第9条から第13条の改正規定は、平成16年11月24日から実施する。

附 則

第2条から第5条、第9条から第11条の改正規定は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

第2条、第3条及び第9条の改正規定は、平成29年5月1日から実施する。

秋田商工会議所生命共済制度見舞金給付に関する内規

(趣旨)

- 1 この内規は、秋田商工会議所共済制度に関する規則第9条の規定に基づく見舞金給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の種類)

- 2 見舞金の種類は、「事故通院見舞金」及び「病気入院見舞金」とする。

(見舞金給付要件)

- 3 見舞金の給付要件は次のとおりとする。
 - (1) 事故通院見舞金は、不慮の事故により、通院実日数が3日以上に及ぶ場合に給付する。ただし、年1回を限度とする。
 - (2) 病気入院見舞金は、一般疾病により、入院日数が1日以上に及ぶ場合に給付する。ただし、年1回を限度とする。

(見舞金給付額)

- 4 見舞金の給付額は次のとおりとする。
 - (1) 事故通院見舞金給付額は、1日につき1口(50万円)当たり1,000円とし、10日を限度とする。
 - (2) 病気入院見舞金給付額は、1日につき1口(50万円)当たり1,000円とし、20日を限度とする。ただし、口数及び入院日数にかかわらず給付額は100,000円を限度とする。

(必要書類)

- 5 見舞金の給付を受けようとする者は、所定の「事故通院見舞金申請書」もしくは「病気入院見舞金申請書」に記入のうえ、被災者または入院者の診断書または治療代の領収証(写し可)を添付するものとする。

(事務手続)

- 6 当所は前条に規定する書類を受理した後、給付の適否を速やかに決定し、支給する。

(申請期限)

- 7 見舞金の給付申請期限は、請求権を行使できる日から3年以内とする。

(その他)

- 8 その他については、共済制度本来の給付(アクサ生命保険㈱からの給付)に準じて取り扱うものとする。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この内規は、平成29年5月1日から実施する。

附 則

この内規は、2020年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、2021年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、2022年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、2023年5月8日から施行する。

秋田商工会議所生命共済制度祝金及び満了記念給付に関する内規

(趣旨)

- 1 この内規は、秋田商工会議所共済制度に関する規則第9条の規定に基づく祝金及び満了記念給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(祝金の種類)

- 2 祝金の種類は「結婚祝金」、「出産祝金」、「子どもの小・中学校入学祝金」、「年祝金」とする。

(祝金・満了記念の給付要件)

- 3 祝金及び満了記念は、生命共済制度に1年以上加入している者に対し、次の場合に給付する。
 - (1) 「子どもの小・中学校入学祝金」は、加入者の子供が小学校または中学校へ入学した場合
 - (2) 「年祝金」は、加入者が男性満42歳、女性満33歳になった場合
 - (3) 「満了記念」は、更新限度の年齢を迎えた場合

(祝金・満了記念給付額)

- 4 祝金の給付額は、一律10,000円とし、満了記念は10,000円相当の品とする。

(必要書類)

- 5 祝金の給付を受けようとする者は、所定の申請書に記入のうえ、次の書類を添付するものとする。また満了記念は、アクサ生命保険㈱からの満了者通知をもって申請に替えるものとする。
 - (1) 結婚祝金
婚姻届受理証明書または戸籍抄本等内容を証明できるもの(写し可)
 - (2) 出産祝金、子どもの小・中学校入学祝金及び年祝金
保険証または戸籍抄本等内容を証明できるもの(写し可)

(事務手続)

- 6 当所は前項に規定する書類を受理した後、給付の適否を速やかに決定し、支給する。

(申請期限)

- 7 祝金の給付申請期限は、請求権を行使できる日から3年以内とする。

(その他)

- 8 その他については、共済制度本来の給付(アクサ生命保険㈱からの給付)に準じて取り扱うものとする。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この改正内規は、平成29年5月1日から実施する。ただし、3(1)の改正内規は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正内規は、2019年5月1日以降に年祝金の対象の満年齢になった者に係る申請に対し適用する。

附 則

この内規は、2022年5月1日から施行する。